

(仮称) 宇都宮市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の項目 (案)

項目	新制度基準	類型	本市の対応
放課後児童健全育成事業者の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 ・利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、運営を行わなければならない。 ・地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ・運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 ・事業所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 	参酌基準	
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ・訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。 	参酌基準	国の基準どおり 本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 	参酌基準	
職員の知識及び技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ・職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 	参酌基準	
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。 ・専用区画並びに支援の提供に必要な設備及び備品等（以下「専用区画等」という。）は、開所している時間帯を通じて専ら放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 ・専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 	参酌基準	

項目	新制度基準	類型	本市の対応
職員	<p>・事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>・支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。</p> <p>・支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>①保育士の資格を有する者</p> <p>②社会福祉士の資格を有する者</p> <p>③高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>④幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>⑤大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑥大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者</p> <p>⑦大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑨高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの</p>	従うべき基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
	<p>・支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>	参酌基準	国の基準をそのまま市の基準とする。ただし、急激な変化に対応する必要があるため、5年間の経過措置を設ける。
	<p>・支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	従うべき基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
利用者を平等に取り扱う原則	<p>・利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	参酌基準	
虐待等の禁止	<p>・職員は、利用者に対し、身体的に外傷が生じるような暴行、心理的外傷を与える言動等、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	参酌基準	

項目	新制度基準	類型	本市の対応
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の使用する設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ・必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに，それらの管理を適正に行わなければならない。 	参酌基準	<p>国の基準どおり</p> <p>本市の実情等を考慮し，検討した結果，国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため，国の基準をそのまま市の基準とする。</p>
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種，員数及び職務の内容 ③開所している日及び時間 ④支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦事業の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する重要事項 	参酌基準	
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	<ul style="list-style-type: none"> ・職員，財産，収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。 	参酌基準	
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。 	参酌基準	
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ・行った支援に関し，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ・社会福祉法に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。 	参酌基準	

項目	新制度基準	類型	本市の対応	
開所時間及び日数	<ul style="list-style-type: none"> ・開所する時間について、次にあげる区分に応じ、それぞれ次に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める。 ①小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業：1日につき8時間 ②小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業：1日につき3時間 <ul style="list-style-type: none"> ・開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める。 	参酌基準	<p data-bbox="1129 757 1200 846">国の基準どおり</p> <p data-bbox="1225 680 1497 918">本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。</p>	
保護者との連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 	参酌基準		
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。 	参酌基準		
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ・利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 	参酌基準		